

原議保存期間	5年（令和9年3月31日まで）
有効期間	一種（令和9年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内関係局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丁組企発第116号

令和3年7月7日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課長

犯罪収益等に係る税関との連携について（通達）

犯罪収益等（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第4項に規定する犯罪収益等及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第2条第5項に規定する薬物犯罪収益等をいう。以下同じ。）に係る警察と税関との連携については、別添1のとおり「支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について」（平成20年5月22日財閥第591号）が改正され、財務省関税局長から各税関長及び沖縄地区税関長に対して発出され、令和3年7月7日から別添2により実施されることとなった。当該改正の趣旨等は以下のとおりであるので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、財務省と協議済みである。

記

1 趣旨

これまで警察と税関とは、必要に応じて連携してきたところであるが、今般、税関長に対して申告のあった支払手段等（支払手段又は証券）又は貴金属について、犯罪収益等の疑義がある場合の税関における対応及び警察との連携を明確にするため改正を行うもの。

2 実施事項

各都道府県警察においては、本件について犯罪収益対策部門から関係各所属へ共有を図るとともに、税関から通報を受けた所属は、事件性・犯罪収益等の疑義が認められる理由について聴取するなどし、また、本部主管課とも連携のうえ、犯罪収益等の没収の手続の実施を検討するなど適切に対応されたい。

別添 1

財 閣 第 5 2 1 号
令 和 3 年 7 月 7 日

各 税 閣 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 稅 局 長 田 島 淳 志

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部改正について

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成20年5月22日財
閣第591号）の一部を下記のとおり改正し、令和3年7月7日から実施する
こととしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部を次のように改正す
る。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよ
うに改める。

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について	支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について
<p>旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、<u>令和 3 年 7 月 7 日</u>から、下記により実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的</p> <p>国際的に資金洗浄・テロ資金対策の重要性が強調されている中で、諸外国においてはキャッシュ・クーリエ対策を強化しており、多額の現金等の国外への持出し・国内への持込みに対して税関への届出（又は報告）制度を採用し、無届・虚偽届による国外への持出し・国内への持込みを犯罪化するとともに、税関への無届・虚偽届があった場合の当該現金等に係る出所及び目的の確認、疑わしい国外への持出し・国内への持込みの差止、没収等を実施している。</p> <p>我が国においても、国際的な取組みの強化に足並みを揃えつつ、税関におけるキャッシュ・クーリエ対策を強化するため、一定額又は一定重量を超える支払手段若しくは証券又は貴金属の携帯輸出入について申告書による申告を求ることとし、多額の現金等を携帯品に隠匿して持ち出そうとした場合又は持ち込もうとした場合に、税関が効率的に取り締まることとするものである。<u>併せて、申告のあった支払手段等又は貴金属について、我が国の法律により定義される犯罪収益等の疑義がある場合の税関における対応を明確にするものである。</u></p>	<p>旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸进出口許可に係る要領について、<u>平成 28 年 2 月 19 日</u>から、下記により実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的</p> <p>国際的に資金洗浄・テロ資金対策の重要性が強調されている中で、諸外国においてはキャッシュ・クーリエ対策を強化しており、多額の現金等の国外への持出し・国内への持込みに対して税関への届出（又は報告）制度を採用し、無届・虚偽届による国外への持出し・国内への持込みを犯罪化するとともに、税関への無届・虚偽届があった場合の当該現金等に係る出所及び目的の確認、疑わしい国外への持出し・国内への持込みの差止、没収等を実施している。</p> <p>我が国においても、国際的な取組みの強化に足並みを揃えつつ、税関におけるキャッシュ・クーリエ対策を強化するため、一定額又は一定重量を超える支払手段若しくは証券又は貴金属の携帯輸进出口について申告書による申告を求ることとし、多額の現金等を携帯品に隠匿して持ち出そうとした場合又は持ち込もうとした場合に、税関が効率的に取り締まることとするものである。</p>

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (5) (省略) <u>(6) 「犯罪収益等」とは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第 2 条第 4 項に規定する犯罪収益等及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号。以下「麻薬特例法」という。）第 2 条第 5 項に規定する薬物犯罪収益等をいう。</u></p>	<p>第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (5) (同左) <u>(新規)</u></p>
<p>第 3 申告の対象等 (省略)</p>	<p>第 3 申告の対象等 (同左) <u>(新規)</u></p>
<p>第 4 犯罪収益等の疑義がある場合の対応 <u>組織的犯罪処罰法第 13 条（犯罪収益等の没収等）又は麻薬特例法第 11 条（薬物犯罪収益等の没収）の規定に基づき、犯罪収益等については没収することができるとされていることを踏まえ、申告のあった支払手段等又は貴金属について、犯罪収益等の疑義があるときは、申告内容の真正性を確認することとし、その間輸出入のための移動を停止させるとともに、警察に通報し取扱いについて協議する。</u></p>	

別添2

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について

改正	財関第591号 平成20年5月22日
改正	財関第472号 平成21年4月22日
改正	財関第163号 平成22年2月17日
改正	財関第684号 平成22年6月16日
改正	財関第683号 平成26年7月4日
改正	財関第220号 平成28年2月19日
改正	財関第521号 令和3年7月7日

旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第2号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、令和3年7月7日から、下記により実施されたい。

記

第1 目的

国際的に資金洗浄・テロ資金対策の重要性が強調されている中で、諸外国においてはキャッシュ・クーリエ対策を強化しており、多額の現金等の国外への持出し・国内への持込みに対して税関への届出（又は報告）制度を採用し、無届・虚偽届による国外への持出し・国内への持込みを犯罪化するとともに、税関への無届・虚偽届があった場合の当該現金等に係る出所及び目的の確認、疑わしい国外への持出し・国内への持込みの差止、没収等を実施している。

我が国においても、国際的な取組みの強化に足並みを揃えつつ、税関におけるキャッシュ・クーリエ対策を強化するため、一定額又は一定重量を超える支払手段若しくは証券又は貴金属の携帯輸出入について申告書による申告を求めることとし、多額の現金等を携帯品に隠匿して持ち出そうとした場合

又は持ち込もうとした場合に、税関が効率的に取り締まることとするものである。併せて、申告のあった支払手段等又は貴金属について、我が国の法律により定義される犯罪収益等の疑義がある場合の税関における対応を明確にするものである。

第2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「支払手段」とは、外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号。以下「外為省令」という。）第10条第1項第1号に規定する支払手段をいう。
- (2) 「証券」とは、外為省令第10条第1項第2号に規定する証券をいう。
- (3) 「貴金属」とは、外為省令第10条第1項第3号に規定する貴金属をいう。
- (4) 「申告書」とは、別紙様式として規定する「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」をいう。
- (5) 「輸出入・港湾関連情報処理システム」とは、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。
- (6) 「犯罪収益等」とは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第2条第4項に規定する犯罪収益等及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第2条第5項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第3 申告の対象等

1 申告対象

旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）が、次のいずれかに該当する支払手段等（支払手段又は証券をいう。以下同じ。）又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。

- (1) 携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額（支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第10条第2項各号に定める方法により計算した額の合計額）が100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては10万円）に相当する額を超えるもの。
- (2) 携帯して輸出し、又は輸入しようとする貴金属の重量（当該貴金属が

二以上ある場合には、それぞれの重量の合計重量) が 1 キログラムを超えるもの。

2 申告者

- (1) 申告者とは、申告を要する支払手段等又は貴金属を、実際に携帯して輸出し、又は輸入しようとする者をいう。
- (2) 家族等同一グループの構成員各人が、当該同一グループのものとして輸出し、又は輸入しようとする支払手段等又は貴金属を分散して携帯している場合であって、当該各人の携帯する支払手段等の金額又は貴金属の重量が、申告を要する金額又は重量に満たない場合においては申告書による申告は不要となる。
- (3) 家族等同一グループの代表者が、当該同一グループの構成員各人に帰属する支払手段等又は貴金属を一括して携帯している場合であって、当該一括して携帯する支払手段等の金額又は貴金属の重量が申告書による申告を要するものに該当する場合には、当該代表者が申告者になる。この場合において、当該代表者が一括して携帯する支払手段等又は貴金属の構成員各人への帰属先が容易に判明する場合には、当該判明分は当該帰属する構成員各人が携帯しているものとして、上記(2)に準じて取り扱って差し支えない。

3 申告書の受理及び許可

一定額又は一定重量を超える支払手段等又は貴金属の輸出入許可に係る事務処理については、次に定めるところによる。この場合においては、旅客等の国際間の移動を阻害することなく、適正かつ迅速な事務処理を実施するよう配慮することとする。

- (1) 関税法施行令第 58 条（同令第 59 条第 1 項ただし書において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客等が、携帯して輸出し、又は輸入をしようとする支払手段等の金額又は貴金属の重量が申告書による申告を要するものである場合には、支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入をしようとする者が、書面による申告にあっては、当該輸出し、又は輸入をしようとする日までに申告書を提出して行い、輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告にあっては、当該輸出し、又は輸入をしようとする日までに、当該輸出し、又は輸入をしようとする者の使用に係る電子計算機から入力をして申告を行う。
- (2) 申告書の受理に当たっては、申告書の該当項目に記入漏れがないかを確認の上、処理すること。ただし、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して申告が行われた場合には、この限りでない。
- (3) 申告を許可する場合には、当該申告書の「税関記入欄」に許可年月日

を記入し、受理印を押印の上、うち1通を税関で保管し、また、他の1通を許可書として申告者に交付すること。

- (4) 輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告をした者は、申告の対象となる支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする前に、申告の内容を変更し、又は取下げようとするときは、当該支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする日までに、書面による申告にあっては申告書を提出し、輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告にあっては、当該者の使用に係る電子計算機から入力して変更又は取下げの申告を行う。この場合において、書面による申告にあっては、申告書裏面の「(その他の事項)」欄に変更又は取下げの申告である旨を記入する。

4 申告書の記入要領

申告をする旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。

- (1) 輸出又は輸入の別、輸出し、又は輸入しようとする支払手段等又は貴金属の種類の別等の区分に応じ、様式中の□の該当欄にチェックする。
- (2) 氏名（ローマ字を含む。）は楷書により判読できるように記入する。
- (3) 1の「(1) 支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては10万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては1万円）未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては10万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては1万円）相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。
- (4) 証券を輸出し、又は輸入しようとする場合にあっては、当該証券の種類及び数量を申告書裏面の「(その他の事項)」欄に記入する。この場合において、輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告については、共通項目の「記事欄」に入力する。
- (5) 証券を輸出し、又は輸入しようとする場合における申告価額は、申告をしようとする日の証券の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額とするが、上記のいずれかの額が判明しないときは、申告の時点において判明している額のうちいずれか大きい額を記入しても差し支えない。

なお、上記のいずれの額も判明しないとき又は無償により取得した場合であって、上記により金額の算定ができないときは、その旨をあわせ

て申告書裏面の「(その他の事項)」欄に注記の上、当該証券の額面金額で記入しても差し支えない。この場合において、輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告については、共通項目の「記事欄」にその旨を入力の上、当該証券の額面金額で入力しても差し支えない。

- (6) 1の(1)「合計金額」欄は、100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては10万円）未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。

なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲覧に供しておくこと。

- (7) 貴金属の合計重量は、1キログラム未満を切り捨てた上で記入する。

なお、金の地金の重量をトロイオンスからキログラムに換算する場合の換算率は、1トロイオンスにつき、31.10348グラムとする。

- (8) 「2 仕向地（又は積出地）の名称等」の記入は、次によることとする。

① 輸出をしようとする場合

申告者が搭乗（乗船）する航空機（船舶）の名称及び降機（下船）を予定する地名を記入する。

② 輸入をしようとする場合

申告者が降機（下船）する航空機（船舶）の名称及び搭乗（乗船）した地名を記入する。

- (9) 支払手段等又は貴金属を輸出する場合にあっては、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が申告書の税關での提出の日と同一の日となっている場合には「申告の日」欄に、提出の日の翌日となっている場合には「申告の日の翌日」欄にチェックをする。また、輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告については、「輸出（又は輸入）の実行の日」欄に、支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする日を西暦により入力する。

第4 犯罪収益等の疑義がある場合の対応

組織的犯罪処罰法第13条（犯罪収益等の没収等）又は麻薬特例法第11条（薬物犯罪収益等の没収）の規定に基づき、犯罪収益等については没収することができるとされていることを踏まえ、申告のあった支払手段等又は貴金属について、犯罪収益等の疑義があるときは、申告内容の真正性を確認する

こととし、その間輸出入のための移動を停止させるとともに、警察に通報し取扱いについて協議する。

(税関用) 輸出
支払手段等の携帯 申告書
 輸入

携帶して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の(1)の合計金額が100万円（*）相当額を超える方、又は下記1の(2)の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。
* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円

税関長殿	申告年月日	年 月 日
申告者	氏名（漢字）	
	氏名（ローマ字）	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	国 種	
	旅券番号	

以下のとおり申告します。

1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等
(1) 支払手段又は証券
<input type="checkbox"/> 現 金（原通貨で記入） _____
<input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。） _____
<input type="checkbox"/> 約束手形 _____
<input type="checkbox"/> 証 券（有価証券に限る。） _____
合計金額（100万円（*）未満切捨て） _____ 万円
* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円
(2) <input type="checkbox"/> 貴金属（金の地金で純度90%以上のものに限る。）
合計重量（1キログラム未満切捨て） _____ キログラム
2 仕向地（又は積出地）の名称
<input type="checkbox"/> 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] _____ [降機(船)地名：] _____
<input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] _____ [乗機(船)地名：] _____
3 輸出（又は輸入）の実行の日 <input type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日

署 名

税 関 記 入 欄	
許可年月日	

(裏面)

[記入要領]

- 1 様式中の□の該当欄にチェックをしてください。
- 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。
- 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。
 - (1) 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額
 - (2) 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額
 - (3) 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入してください。
なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。
 - (4) 合計金額は、100 万円（*）未満を切り捨てた上で、記入してください。
*** 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円**
 - (5) 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。
- 4 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。
- 5 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税關への提出の日の翌日となっているものをいいます。
- 6 作成に当たって御不明な点は税關職員にお尋ねください。

(その他の事項)

（「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税關用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。）

[留意事項]

携帯して、100 万円（*）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税關に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。

*** 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円。**

(申告者用) 輸出
支払手段等の携帯 申告書
 輸入

携帶して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記 1 の(1)の合計金額が 100 万円(*)相当額を超える方、又は下記 1 の(2)の合計重量が 1 キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。
* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円

税関長殿	申告年月日	年 月 日
申告者	氏名（漢字）	
	氏名（ローマ字）	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	国 種	
	旅券番号	

以下のとおり申告します。

1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等
(1) 支払手段又は証券
<input type="checkbox"/> 現 金（原通貨で記入） _____
<input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。） _____
<input type="checkbox"/> 約束手形 _____
<input type="checkbox"/> 証 券（有価証券に限る。） _____
合計金額（100 万円(*)未満切捨て） _____ 万円
* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円
(2) <input type="checkbox"/> 貴金属（金の地金で純度 90%以上のものに限る。）
合計重量（1 キログラム未満切捨て） _____ キログラム
2 仕向地（又は積出地）の名称
<input type="checkbox"/> 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] _____ [降機(船)地名：] _____
<input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] _____ [乗機(船)地名：] _____
3 輸出（又は輸入）の実行の日 <input type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日

署 名

税 関 記 入 欄	
許可年月日	

(裏面)

[記入要領]

- 1 様式中の□の該当欄にチェックをしてください。
- 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。
- 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。
 - (1) 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額
 - (2) 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額
 - (3) 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入してください。
なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。
 - (4) 合計金額は、100 万円（*）未満を切り捨てた上で、記入してください。
*** 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円**
 - (5) 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。
- 4 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。
- 5 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税關への提出の日の翌日となっているものをいいます。
- 6 作成に当たって御不明な点は税關職員にお尋ねください。

(その他の事項)

（「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税關用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。）

[留意事項]

携帯して、100 万円（*）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税關に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。

*** 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円。**